

第2編

基本構想

1 刈谷市のめざす都市像

(1) 将来都市像

人が輝く 安心快適な産業文化都市

本市は、平成14年に策定した第6次総合計画に基づき「人にやさしい快適産業文化都市」の実現をめざし、快適で安心した豊かな暮らしを支える住環境や生活関連施設の整備、各種福祉サービスや教育、文化・交流事業などの充実、まちの活力となる産業の振興、さらには、まちづくりへの市民参加や行政との協働を進めるための土台づくり、効率的な市政運営のための行財政改革の推進などに積極的に取り組み、一定の成果をあげてきました。

しかし、少子高齢社会や人口減少社会の到来、社会経済状況の変化の激しい時代を迎え、行政のみならず多様な主体がまちづくりに参加し、市民力や地域力を発揮できるまちづくりが必要になってきました。今後は、第1編の総論において時代の潮流や本市の特性などを踏まえて整理した課題などを解決し、市民一人ひとりが暮らしやすさを実感でき、自らのまちに誇りを持ち、本市が魅力あるまちとして今後も持続的に成長し続けていくことができるよう努めていかなければなりません。

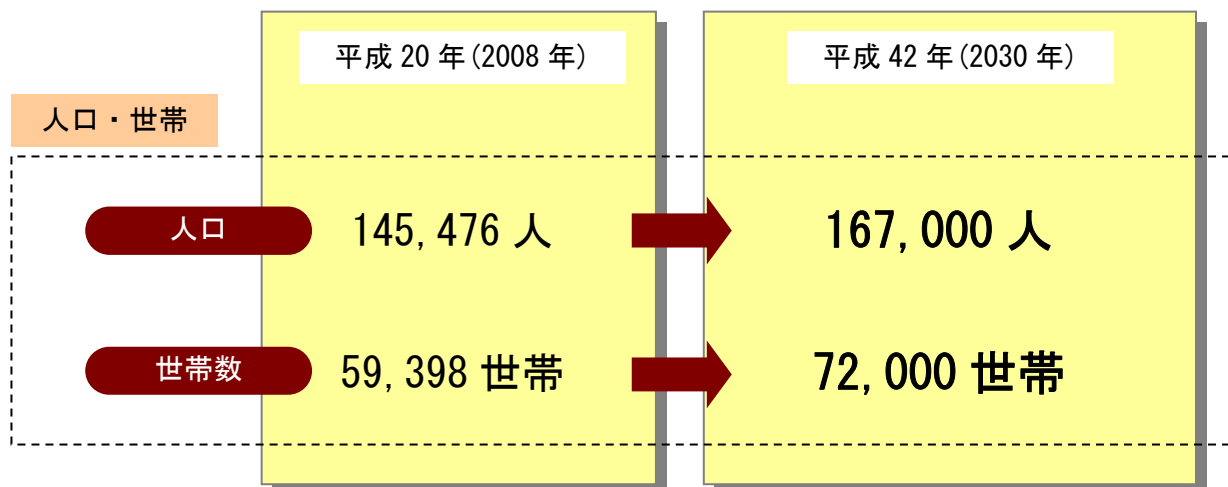
まちづくりにおいては、市民一人ひとりがいきいきと自己実現を図り、自立した生活を送り、地域社会の一員として多様な活動に主体的に関わることにより、心豊かに輝きのある暮らし方ができるまちをめざすことが大切です。

そのために、生活における安心の確保と快適な公共空間の整備を進め、市民が日常生活に対する不安や不便さを解消することに努める必要があります。また、製造業を中心に本市の発展を支えてきた産業は、持続可能な都市機能の維持発展には欠くことのできない要素であり、今後も大切に育てていく必要があります。一方、長い年月を経て先人たちから受け継いできた歴史や文化は、まちの誇りであり、まちへの愛着を育む重要な要素です。歴史や文化をきちんと受け継ぎ、後世へと伝えていくことも大切な責務です。

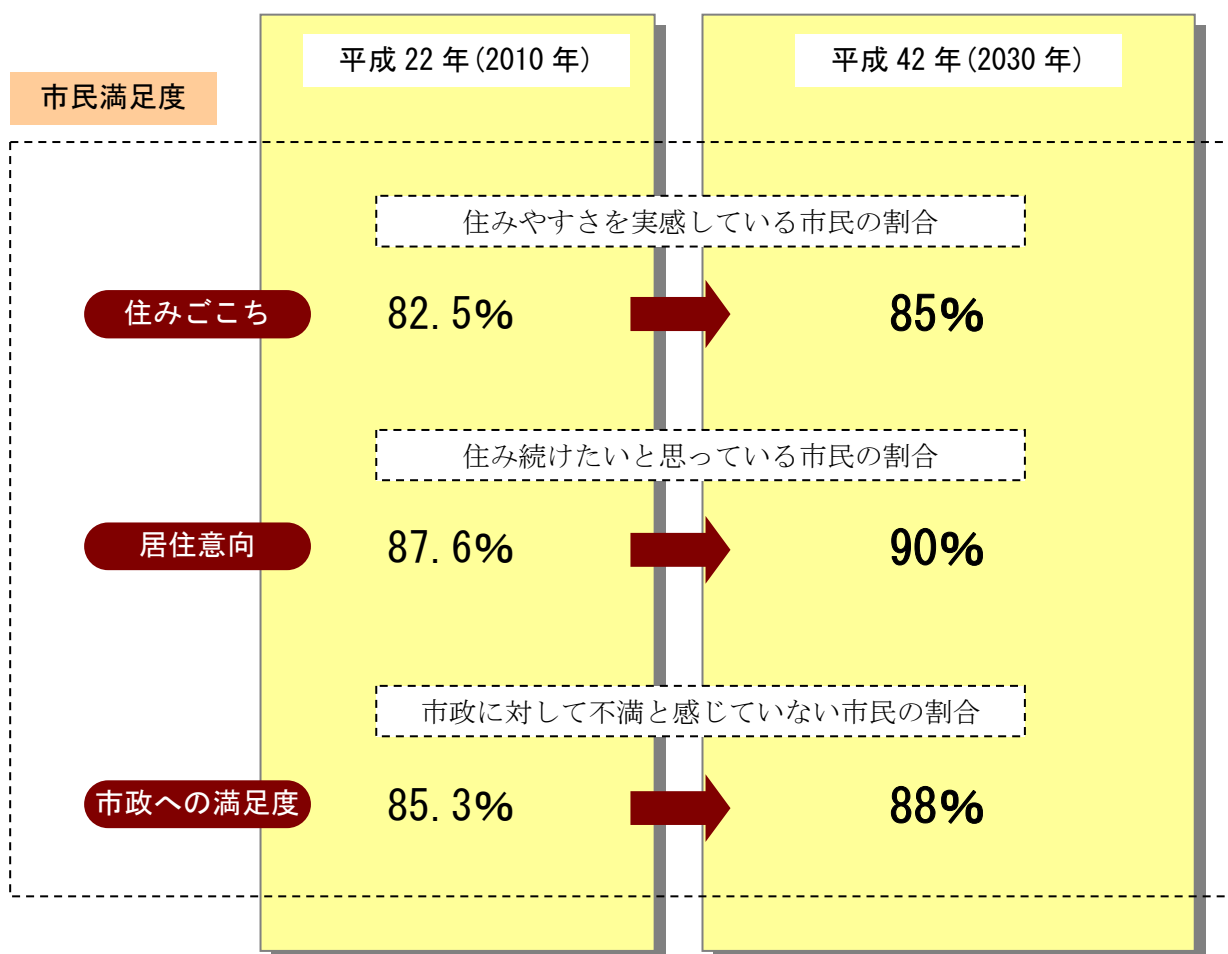
こうした思いを込めて、第7次総合計画においては、将来都市像を“人が輝く 安心快適な産業文化都市”とし、生活の安心や快適、環境との調和を図り、本市の特性であるものづくり地域の維持発展に努めるとともに、ふるさとの歴史や文化を継承し、市民が主体となったまちづくりに参加できる都市をめざします。

(2) 将来人口

基本構想の目標年次である平成42年(2030年)の人口を167,000人と想定します。



(3) まちづくりの指標



2 土地利用構想

これまでの土地利用は、高度経済成長と急激な人口増加及びモータリゼーションの進展に伴い、主に都市の量的な拡大を前提として進めてきました。しかし、高齢社会の到来や環境に配慮した生活志向などの時代潮流の変化から、人口増加や経済成長に対応しつつ、生活に必要な機能が身近なところに確保された暮らしやすさの向上などを図る都市の質的成長へと転換していく必要があります。

土地利用は、市民生活や産業活動の基盤である都市的土地利用、農産物の生産基盤である農業的土地利用及び自然環境を保全する自然的土地利用の3つに区分されます。

今後の土地利用は、本市のめざすべき将来都市像「人が輝く 安心快適な産業文化都市」を実現するために、これらの土地利用が健全な調和を保つことを基本として、市民が安心して快適に暮らすことができる持続可能なまちづくりをめざします。

●都市的土地利用の方向性

持続可能なまちづくりには、都市基盤の整備費や維持管理費などの都市経営コストや環境負荷を抑える効率的な土地利用が求められています。住居系、商業系、工業系のそれぞれの用途区分に応じた基盤整備を図るとともに、市域における地理的条件、地域特性及びまちづくりの熟度などを踏まえて、都市機能や生活機能などを担う拠点を、選択と集中により適切に配置することに努めます。

●農業的土地利用の方向性

農地は、農産物の生産基盤であるだけでなく、防災空地や緑地空間、遊水池的機能などの多面的な役割を持っています。農業の維持発展を支えるため、ほ場や用排水施設などの基盤整備を図るとともに、都市的土地利用や自然的土地利用との調和を保ち、現在残されているまとまりのある優良農地の維持・確保に努めます。

●自然的土地利用の方向性

都市化の進展とともに、減少傾向にある貴重な樹林や親水空間としての河川及びため池などの水辺については、生活にやすらぎやうるおいを与えるだけでなく、環境保全や防災、レクリエーション、景観形成などの観点からも大きな役割を果たしています。市内に残る貴重な樹林や水辺などの自然環境を保全するとともに、緑化の推進に努めます。

用語の解説

●**モータリゼーション** 自動車が大衆に広く普及し、自家用車が生活必需品となること。

●**優良農地** 10ha以上の規模の一団の農地で、区画が大きく大型農業機械の使用が可能な農地。

3 まちづくりの基本方針と施策の体系

(1) まちづくりの基本方針

将来都市像の実現に向けて取り組むまちづくりの基本的な方向性を示す5つの基本方針を掲げます。

基本方針1 都市と自然が織りなす住みよいまちづくり

人と環境の共生する持続可能な低炭素社会や循環型社会の形成に配慮し、快適な都市空間の整備を進めることにより、生活の質を維持・向上させることをめざし、都市と自然が共存した魅力ある住みよいまちづくりを進めます。

基本方針2 生きる力を育み生きる喜びを実感できるまちづくり

確かな学力の定着と豊かな人間性の育成をめざし、家庭、地域との連携を深め、特色のある学校づくりを進めるとともに、学習する意欲と能力を養い低年齢から生涯にわたって学習できる生涯学習都市づくりを進めます。

基本方針3 人と技術で賑わいを創り笑顔で働き続けられるまちづくり

ものづくりによって培ってきた高い技術と能力の蓄積を有効にいかしつつ、農業、商業、工業とバランスの取れた産業の振興を図り、誰もが笑顔で働き続けることのできる賑わいのある明るいまちづくりを進めます。

基本方針4 支えあいみんなが元気で安心して暮らせるまちづくり

行政と市民、事業者、大学などが協力・連携し、より良い保健・福祉サービスの維持・向上を図るとともに、災害や犯罪、交通事故などに対する安全性を高めることにより、みんなで支えあいながら、住みなれた地域で心豊かに安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本方針5 市民と行政の信頼と協働で築くまちづくり

市民と行政の双方向による「まち」の環境を整備することにより、市民と行政の信頼関係を深め、豊かで魅力あるまちの実現に向けて協働できるまちづくりを進めます。

用語の解説

●**低炭素社会** 二酸化炭素の排出が少ない社会。

●**循環型社会** 製品などが廃棄物となることが抑制され、循環資源となった場合は適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

(2) 施策の体系

将来都市像の実現に向けて、基本方針に基づき各分野で取り組む、施策の体系を以下に示します。

分野	基本方針	施策
都市環境	都市と自然が織りなす 住みよいまちづくり	市街地・住環境
		道路・交通
		公園緑地・緑化
		河川・池沼
		上水道
		下水道
		循環型社会・環境保全
		低炭素社会
教育文化	生きる力を育み生きる喜びを 実感できるまちづくり	学校教育
		青少年育成
		生涯学習
		スポーツ
		文化・芸術
		歴史・文化財
産業振興	人と技術で賑わいを創り 笑顔で働き続けられるまちづくり	農業
		商工業
		観光
福祉安全	支えあいみんなが元気で 安心して暮らせるまちづくり	健康づくり
		地域福祉
		次世代育成・子育て支援
		高齢者福祉
		障害児・者福祉
		社会保障
		防災
		防犯・交通安全
市民生活		
計画推進	市民と行政の信頼と 協働で築くまちづくり	参加・協働
		共生・交流
		情報共有
		行政経営

4 基本構想の推進にあたって

基本構想を推進していく上で留意すべき基本的な考え方を以下に示します。

●自治基本条例との連動によるまちづくりの推進

地方分権が進む中で、地域特性を反映した個性豊かで活力ある地域社会を実現し、市民と行政の連携と役割分担のもとで自立した市政運営を行うため、本市では、総合計画の策定に並行して、基本構想に掲げた将来都市像の実現に向けた行動理念として自治基本条例を定めました。自治基本条例は本計画とともに、今後のより良い刈谷市政を実現していく上で車の両輪の役割を果たすものであり、総合計画と自治基本条例の連動性を確保し、相互の実効性を高め合うことにより、基本構想に掲げた将来都市像の実現と市民本位の自治のまちづくりを推進します。

●“共存・協働”によるまちづくりの推進

基本構想の推進に向けては、市民・事業者・市民活動団体などと行政がまちづくりの目標を共有し、お互いに地域社会における役割を担い、相互に協力・連携していくことが重要です。そのため、情報を共有し、お互いの考えや想いを理解し合うことに努めます。

そして、市民がまちづくりの主役となり、市民一人ひとりが主体的に共存・協働の心を持ち、対話や交流を重ね、理解と共感を大切にし、協力し合う関係を生み出し、将来都市像の実現に向けて、様々な形でまちづくりに貢献する「共存・協働のまちづくり」を推進します。

●達成すべき目標の明確化と進行管理の実施

基本構想に掲げた将来都市像の実現に向けて、“選択と集中”に基づく事務事業の実効性の向上に努め、人材や財源など本市が有する資源の有効活用に留意するとともに、政策・施策についてもその達成水準を示す成果指標を具体的な数値目標として設定し、行政評価制度との連動のもとで定期的な成果の検証・評価を行い、計画の進行管理に努めます。

そのプロセスにおいては、評価委員会をはじめとする市民の参加機会の創出に努め、透明性の確保に留意します。また、成果の評価・検証の方法についても適宜改善や改革を進め、進行管理の実効性の確保・向上に留意します。

また、進行管理の結果を予算編成に活用するとともに、執行体制の視点からの点検も行い、組織体制や職員配置計画にも活用するなど、計画、予算、組織の連携を一層強固なものとしします。

用語の解説

●**地方分権** 国と地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、国の権限や財源を地方に移譲するとともに、地方に対する国の関与の縮減を図ること。

